（様式第３号）

共同企業体協定書

　（目的）

第１条　当共同企業体は、公益社団法人室蘭市医師会発注に係る「SWANクラウド型高機能EHR事業に係るシステム構築業務」（以下「業務委託」という。）に関する事業及びそれに付帯する事業について、協力して開発を行うことを目的とする。

　（共同企業体の名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○に置く。

　（解散の時期）

第４条　当企業体は、委託終了後６か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務委託を受託することができなかった場合には、前項の規定にかかわらず、業務委託に関する契約が締結された時点で解散するものとする。

　（構成員の名称及び所在地）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　所在地：○○

　　　　名称：○○株式会社

　　　　所在地：○○

　　　　名称：○○株式会社

　　　　所在地：○○

　　　　名称：○○株式会社

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者と折衝する権限、入札に関する権限（代理人の選任についての権限を含む。）並びに委託料の請求及び受領、財産を管理する権限を有するものとする。

　（各構成員の出資比率等）

第８条　各構成員の出資比率は、次のとおりとする。

　　　　○○株式会社　○○％

　　　　○○株式会社　○○％

　　　　○○株式会社　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌したうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務委託の遂行内容について協議のうえ決定し、事業の円滑な遂行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務委託に関して共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（利益金の配当割合）

第12条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資比率により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担割合）

第13条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務履行中における構成員の脱退に関する措置）

第15条　構成員は、業務委託の契約が完了する日までは共同企業体から脱退することができない。ただし、発注者が妥当であると認め、承認した場合はこの限りではない。

２　構成員のうち業務履行中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務委託について、共同連帯して完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資比率は、脱退した構成員が脱退前に有していた出資比率を、残存構成員が有している出資比率により分割し、これを第８条に規定する比率に加えた比率とする。

４　決算の結果利益を生じた場合には、第12条の規定にかかわらず、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

５　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に第13条の規定により、負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

　（構成員の除名）

第16条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務履行中において重要な義務の不履行等を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務履行中において破産又は解散した場合においては、第15条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第18条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第19条　当企業体が解散した後においても、業務委託に瑕疵等があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社ほか○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成　年　月　日

共同企業体名称：○○共同企業体

構成員

　所在地：○○

　名称：○○株式会社

　代表者氏名：○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　所在地：○○

　名称：○○株式会社

　代表者氏名：○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　所在地：○○

　名称：○○株式会社

　代表者氏名：○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印